

世田谷区告示第576号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

23-G064

2 変更の区間

世田谷区桜丘一丁目2610番3の内

3 変更の区域

延 長 15.27メートル

幅 員 1.07メートル

面 積 16.40平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年8月12日

# 案内図

 区管理道路線の区域編入部分（供用開始）

|    |           |
|----|-----------|
| 街区 | 桜丘一丁目 17番 |
|----|-----------|

